

杉並区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年9月25日

杉並区長

岸本聡子

杉並区規則第96号

杉並区歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則

杉並区歯科技工士法施行細則（平成9年杉並区規則第45号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（歯科技工所番号の通知）

第3条の2 省令第13条第3項の規定による歯科技工所番号の通知は、第1号の2様式による。

第6条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7） 歯科技工所番号

第1号様式（表）中「本証」を「原本」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号の2様式（第3条の2関係）

第 号
年 月 日

様

杉並区長



歯科技工所番号通知書

歯科技工士法施行規則第13条第3項の規定により、下記のとおり歯科技工所番号を通知します。

記

1 歯科技工所の名称及び所在地

2 歯科技工所番号



第2号様式中「（管理者の変更の場合は、履歴書も添付すること。）」を削り、「本証」を「原本」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和8年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の第1号様式及び第2号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

